

国内カート競技規則の一部改正

※下線部：変更箇所

改正後	現行規則
<p>第1～7条（略）</p> <p style="text-align: center;">第3章 カート競技会の種別と定義</p> <p>第8条（略）</p> <p>第9条 カート競技会の種別</p> <p>1. ～5. （略）</p> <p>6. <u>ジュニア準国内／ジュニア国内</u>：J A Fが発給した当該格式に有効なジュニア競技ライセンスの所持者のすべてが参加できる。</p> <p>7. ～8. （略）</p> <p>第10～18条（略）</p> <p style="text-align: center;">第6章 カートコース</p> <p>第19条（略）</p> <p>第20条 カートコースライセンスの種別</p> <p>カートコースライセンスは、当該競技場で開催し得るイベントの格式によって、国際コースライセンスと、国内コースライセンスとに区分される。</p> <p>国際公認とは、<u>C I K - F I A</u>による公認を言い、国内公認とは、国内、準国内、制限付、制限付（クローズド限定）を言う。</p> <p>またカートコースは、その建設の状態によって、常設コースと臨時コースに区分される。また走路の種別によって、第1種コースと第2種コースに区分される。</p>	<p>第1～7条（略）</p> <p style="text-align: center;">第3章 カート競技会の種別と定義</p> <p>第8条（略）</p> <p>第9条 カート競技会の種別</p> <p>1. ～5. （略）</p> <p>6. <u>ジュニア国内</u>：J A Fが発給した有効なジュニア競技ライセンスの所持者のすべてが参加できる。</p> <p>7. ～8. （略）</p> <p>第10～18条（略）</p> <p style="text-align: center;">第6章 カートコース</p> <p>第19条（略）</p> <p>第20条 カートコースライセンスの種別</p> <p>カートコースライセンスは、当該競技場で開催し得るイベントの格式によって、国際コースライセンスと、国内コースライセンスとに区分される。</p> <p>国際公認とは、<u>国際A、B、C公認</u>を言い、国内公認とは、国内、準国内、制限付、制限付（クローズド限定）を言う。</p> <p>またカートコースは、その建設の状態によって、常設コースと臨時コースに区分される。また走路の種別によって、第1種コースと第2種コースに区分される。</p>

第21～43条（略）

2024年8月1日施行

以上

第21～43条（略）

2022年1月1日施行

以上